

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップのマスコット
キャラクター 「横浜みどりアップ葉っぱー」 図形使用取扱要綱

制 定 平成 27 年 12 月 3 日 環創み第 1709 号 (局長決裁)
最近改正 令和 7 年 3 月 28 日 み戦第 1866 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜みどりアップ計画ロゴマーク (以下「ロゴマーク」という。) 及び横浜みどりアップのマスコットキャラクター 「横浜みどりアップ葉っぱー」 図形 (以下「横浜みどりアップ葉っぱー」という。) の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「ロゴマーク」とは、「横浜みどりアップ計画ロゴマーク使用ガイド」 (以下「ロゴマーク使用ガイド」) という。) に、「横浜みどりアップ葉っぱー」とは、「横浜みどりアップ葉っぱー使用ガイド」に定めるデザインのことをいう。

(権利)

第 3 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」に関する一切の権利は、横浜市に属する。

(使用目的)

第 4 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」は、横浜みどりアップへの愛着や親しみを高めるとともに、横浜みどりアップのイメージを内外に発信するために使用するものとする。取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

(使用申請)

第 5 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用するときは、事前にみどり環境局戦略企画課担当課長 (以下「戦略企画課担当課長」という。) の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) みどり環境局または横浜市が広報やそれに準ずる業務の目的で使用するとき
- (2) その他、戦略企画課担当課長が認めるとき

2 前項の承認を受けようとする者は、使用 (変更) 申請書 (様式第 1 号) に次の書類を添えて、戦略企画課担当課長へ提出しなければならない。

- (1) 申請者の活動内容など概要が分かる書類
- (2) 「ロゴマーク」や「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用内容を示す企画書
- (3) 「ロゴマーク」や「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する印刷物等の原稿案または見本
- (4) その他、戦略企画課担当課長が認める書類

(使用承認)

第 6 条 戦略企画課担当課長は、前条の使用申請があった場合、その内容を確認し、当該使用が第 4 条に定める使用目的に合致する場合は、使用 (変更) 承認通知書 (様式第 2 号) を申請者に交付する。なお、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用については、原則として無料とする。

(使用を承認しない場合)

第7条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとし、使用（変更）不承認通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

- (1) 法令や公序良俗に反するとき、またはそのおそれのあるとき
- (2) 横浜市の信用や品位を害するとき、またはそのおそれのあるとき
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援や公認しているような誤解を与えるとき、またはそのおそれのあるとき
- (4) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用によって誤認や混同を生じさせるとき、またはそのおそれのあるとき
- (5) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」のイメージを損なうとき、またはそのおそれのあるとき
- (6) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の著しい変形その他使用が適当でないときと認めるとき
- (7) 自己の商標や意匠として独占的に使用するとき、または使用するおそれのあるとき
- (8) その他、戦略企画課担当課長が不相当と認めるとき

（使用上の遵守事項）

第8条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する全ての者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する場合、原則として、キャラクターイラストの付近に「横浜みどりアップマスコットキャラクター横浜みどりアップ葉っぱー」または「横浜みどりアップ葉っぱー」等、横浜みどりアップのキャラクターであることがわかる表記を入れるよう努める。ただし、一連の印刷物等に複数回使用する場合は、最初に表示する「横浜みどりアップ葉っぱー」のイラストにキャプションを表記することで2つ目以降の表記を省略することができる。「横浜みどりアップ葉っぱー」を示す表記は、1行で表すこととし、省略やスペース挿入、改行をしない。
- (2) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する場合は、変形や色の変更を行わない。また、無断で他の図形等と重ねて使用しない。ただし、デザインや色の遵守が困難な場合や他の図形と重ねて使用する必要がある場合は、事前にみどり環境局戦略企画課（以下「戦略企画課」という。）と協議し、承諾を得ること。
- (3) 「横浜みどりアップ葉っぱー使用ガイド」に記載の「横浜みどりアップ葉っぱー」以外のイラストは、「横浜みどりアップ葉っぱー」と併せて使用する。
- (4) この要綱や「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用に関して必要な事項等を戦略企画課が変更した場合は、変更後の内容に従う。

2 第6条による使用承認を受けた者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び内容のみに使用する。
- (2) 使用承認の権利を譲渡・転貸しない。

（承認の期間）

第9条 使用承認する期間は、使用を開始する日から戦略企画課担当課長が指定する日までとする。

（使用内容の変更）

第10条 使用者は、「ロゴマーク」や「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用承認後、承認された内容について変更しようとするときは、再度第5条に準じて申請を行うものとする。ただし、戦略企画課担当課長が軽微な変更と認め、変更の届け出を不要と判断した場合

はこの限りでない。

(使用承認の取消し等)

第11条 戦略企画課担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用の差止めの請求または必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。この場合において、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき、または違反することが判明したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたとき
- (3) その他、戦略企画課担当課長が不相当と認めたとき

2 戦略企画課担当課長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消通知書(様式第4号)を使用者へ交付するものとする。

3 横浜市は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(報告)

第12条 使用者は、事業終了後2週間以内に、使用報告書(様式第5号)及び成果物1点を戦略企画課担当課長へ提出する。成果物の提出が困難な場合はその写真を提出する。

(使用の非独占制等)

第13条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する権利を付与するものではない。

2 使用承認は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用したものについて横浜市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 横浜市は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費や役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 横浜市は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用に際して故意または過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 戦略企画課は、広く利用促進を図る視点から「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用承認の状況等について公開することができる。

(管理)

第17条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の管理及びこの要綱に関する事務等については、戦略企画課が所管する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用に関し必要な事項は、別に戦略企画課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 12 月 3 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 2 項）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップ マスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用（変更）申請書

年 月 日

みどり環境局戦略企画課担当課長

（申請者）

所在地：

団体名：

代表者：

（法人・団体の場合は、代表者の職・氏名）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」について、次のとおり使用（変更）申請します。

| | | |
|--|----------|--|
| 使用する計画ロゴマーク （「横浜みどりアップ計画ロゴマーク 使用ガイド」の番号①～⑮を記載） | | |
| 使用するキャラクター （「横浜みどりアップ葉っぱー 使用ガイド」のイラストパターンの 番号①基本～⑧植えるを記載） | | |
| 使用目的 | | |
| 使用する物 | | <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> ウェブページ <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> そのほか（ ） |
| 使用期間 | | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 担当者の 連絡先 | 氏名 | |
| | 電話番号/FAX | |
| | Eメールアドレス | |
| 添付書類 | | (1) 申請者の活動内容など概要が分かる書類 (2) 「ロゴマーク」や「横浜みどりアップ葉っぱー」の 使用内容を示す企画書 (3) 「ロゴマーク」や「横浜みどりアップ葉っぱー」を 使用する印刷物等の原稿案または見本 |

注意事項

使用にあたっては、「横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップのマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」図形使用取扱要綱」及び「横浜みどりアップ計画ロゴマーク使用ガイド」、「横浜みどりアップ葉っぱー使用ガイド」を遵守してください。

様式第3号（第7条）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスケットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

年 月 日に申請のありました横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスケットキャラクターの使用（変更）について、次のとおり不承認することとしましたので通知します。

〈 不承認理由 〉

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045 (671) 2712
FAX 045 (550) 4093

様式第4号（第11条第2項）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用承認取消通知書

年 月 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

年 月 日（記号）第 号で承認した横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクターの使用について、次のとおり使用の承認を取り消しましたので通知します。

〈 承認の取消理由 〉

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045 (671) 2712
FAX 045 (550) 4093

